

第8章 避難訓練

市は、津波災害時における対応能力の向上と防災関係機関との協力体制の確立、住民の円滑な避難と津波防災への意識啓発を図るため、住民、自主防災組織、事業所、防災関係機関等と一体となった総合防災訓練において、津波を想定した訓練を実施する。

各地区自主防災組織や町内会、事業者等は、津波発生時に迅速に避難ができるよう、情報伝達、避難誘導、避難行動要支援者（災害時要援護者）搬送などの避難訓練の実施に努めるものとする。その際、市及び防災関係機関は、訓練の計画立案及び実施を支援する。

津波避難訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

1 避難訓練の実施体制、参加者

(1) 実施体制

各地区自主防災会等住民組織、社会福祉施設、医療施設、消防本部、消防団等に加えて、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

(2) 参加者

市民のみならず、観光客、釣り客、海水浴客等の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者（災害時要援護者）や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるように参加者を検討する。

2 訓練の内容等

二つのレベルの津波の震源、津波の高さ、津波到達予想時間を考慮し、津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。

また、夜間、異なる季節、複合災害等様々な条件を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等の確立を図る。

訓練内容については、次の事項を考慮する。

(1) 津波警報等の収集・伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、情報機器類操作方法の習熟の他、防災行政無線の可聴範囲の確認、市民等への広報文案の適否（分かりやすい表現にする。）等を検証する。

(2) 津波避難訓練

市が地区ごとに作成・配布した津波避難計画図において設定した避難路等を実際に避難することにより、ルートの確認、避難の際の危険性等を把握する。自主防災組織や住民等が設定する避難経路については、歩行困難者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らないので、避難の支援などについても考慮する必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。

(3) 津波防災施設操作訓練

馬淵大堰や市川防潮堤陸閘の操作訓練については、関係機関の独自の訓練の成果について把握する。

(4) 津波監視訓練

自衛隊航空機や防災ヘリ等の監視飛行など関係機関独自の訓練との連携、河川の監視用カメラの活用や津波観測機関の観測結果の把握・理解を通じて、応急対策の活用等について訓練を実施する。